定款の文言の変更について

１　概要

社会福祉法人が定款の文言を変更する場合は、届出事項（基本財産の追加、事務所の所在地の変更及び公告の方法の変更）を除き、所轄庁に認可申請をして、認可を受けなければ、その効力を生じません。

事業の追加又は廃止によらない定款の文言の変更の場合は、こちらの様式を使用してください。

文言変更なのか判断に迷う場合は、神戸市監査指導部に相談してください。

２　申請の時期　　変更の効力発生１か月前

定款の文言を変更する場合は、その変更の効力を発効させるまでに、所轄庁の更の認可を受けておく必要があります。

効力発生予定日の１か月前までに、内容の整った定款変更認可申請書類を提出してください。

３　申請書類

申請書類については、文書番号１「申請書類目録」の記載のとおりです。ただし事案によっては、神戸市から当目録に掲載していない資料を求めることがあります。

書類提出の際は、Eメール（データ提出）を活用してください。Eメールによる提出が難しい場合は、神戸市監査指導部と相談してください。

４　申請書類の確認

申請にあたり、後記の「定款の文言の変更にかかる定款変更申請書のチェックシート」を利用する等して、不備や誤りのないよう提出前に必ず確認してください。

ただし、作成したチェックシートの提出は必要ありません。

５　提出先

福祉局監査指導部（法人監査指導担当

・電話番号：078-322-6241

・ファックス番号：078-322-5771

・メールアドレス：kansashidou@city.kobe.lg.jp

文書番号１

申請書類目録

社会福祉法人　○○○○会

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 文書  番号 | 申請書類 | |
| １ | 申請書類目録 | |
| ２ | 社会福祉法人定款変更認可申請書 | |
| ３ | 評議員会議事録及び議案資料（写）  ・議案資料については、定款変更に係るページのみを添付すること。  ・評議員会を決議の省略により行った場合は、評議員全員の同意書を添付すること。 | |
| ４ | 変更後の定款案 | |
| ５ | 定款変更理由書 | |
|  | （基本財産の処分による定款の文言変更の場合） | |
| ６ |  | 財産目録　　直近で、基本財産の処分前のもの |
| ７ |  | 基本財産処分承認書（写） |

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者名、職名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

文書番号２

（表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | | | | |
| 申  請  者 | 主たる事務所の所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇丁目〇〇番 | | |
| ふりがな  名称 | ○○ふくしかい  社会福祉法人　〇〇福祉会 | | |
| 理事長の氏名 | 〇〇　〇〇 | | |
| 申請年月日 | | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | | 理由 |
| 変更前の条文 | | 変更後の条文 |
| 第一条から第○○条まで　略  第○章　資産及び会計  （資産の区分）  第○○条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （１）兵庫県神戸市○○区○○町○○丁目○番所在の○○保育所　敷地（○○平方メートル）  （２）兵庫県神戸市○○区○○町○○丁目○番地所在の木造瓦葺平家建　○○保育所　園舎一棟（○○平方メートル）  （３）兵庫県神戸市○○区○○町○○丁目○番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺２階建　○○保育所　園 | | 第一条から第○○条まで　略  第○章　資産及び会計  （資産の区分）  第○○条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。  ２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。  （１）兵庫県神戸市○○区○○町○○丁目○番所在の○○保育所　敷地（○○平方メートル）  （２）兵庫県神戸市○○区○○町○○丁目○番地所在の鉄筋コンクリート造陸屋根スレート葺２階建　○○保育所　園  舎一棟（○○平方メートル）  以下、略 | 基本財産の処分による文言変更 |

（裏面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 定款変更の内容及び理由 | 内容 | | 理由 |
| 変更前の条文 | 変更後の条文 |
| 舎一棟（○○平方メートル）  以下、略 |  |  |

（注意）

１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

３　この申請書には、社会福祉法施行規則第３条第１項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第２項又は第３項に規定する書類を添付すること。

文書番号５

定款変更理由書

|  |  |
| --- | --- |
| 変更箇所 | 変更理由 |
| 第○条 第○項 |  |
|  |  |
|  |  |

定款の文言の変更に係る定款変更申請書のチェックシート

※このシートは提出の必要はありません。自己点検にご利用ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 変更内容 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 書類名 | | 点検内容 | 適否 | 確認事項 |
| １　申請内容を示す書類 | | | | |
|  | 申請書類目録 | 指定された申請書類がすべて揃っている。 |  | 目録記載の書類が揃っている。 |
| 社会福祉法人定款変更認可申請書 | 記載漏れが無い。 |  | 見本の認可申請書の様式と同じである。 |
|  | 定款第４条の法人の所在地と同じ住所を記入している。 |
|  | 理事長の記名がある。 |
|  | 申請年月日の記入がある。 |
| 変更する内容が社会福祉法等の法令に反していない。 |  | 社会福祉法等で確認  根拠法令【　　　　　　　　　】  第【　　】条 |
| 変更前の条文が現行定款と一致する。 |  | 認可された直近の定款と一致する。 |
| ２　定款に定める手続を経たことを証明する書類（規則第３条第１項第１号） | | | | |
|  | 評議員会議事録（写）  開催日  令和【　　】年  【　　】月  【　　】日 | 定款変更議決が成立している。  第【　　】号議案 |  | 定款の定足数を満たしている。  【　　】人中【　　】人 |
|  | 定款で定める数以上の議決がある。【　　】人中【　　】人賛成 |
|  | 決議の省略により評議員会が行われた場合は、評議員全員の同意書を添付している。 |
| 議事録が有効である。 |  | 定款で定める議事録署名人が署名している。 |
| ３　変更後の定款（規則第３条第１項第２号） | | | | |
|  | 変更後の定款 | 定款(案)が申請内容と一致する。 |  | 申請書の変更案と変更後の定款案が一致する。 |
| 変更部分以外が現行定款と一致する。 |  | 変更しない部分が、認可された直近の定款と一致する。 |
| ４　その他必要な書類（規則第３条第４項） | | | | |
|  | 定款変更理由書 | 定款変更が必要である。 |  | 定款変更の必要性が明確である。 |
|  | 財産目録 | 基本財産であった。 |  | 財産目録で基本財産であったことが確認できる。 |
|  | 基本財産処分承認書（写） | 所轄庁の基本財産処分承認に基づき、基本財産が処分されている。 |  | 基本財産でなくなったことが判別できる。 |

**（根拠規定）**

**社会福祉法（抜粋）**

第45条の36　定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。

２　定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

３　第32条の規定は、前項の認可について準用する。

４　社会福祉法人は、第２項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

**社会福祉法施行規則（抜粋）**

（定款変更の届出）

第４条　法第45条の36第２項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

（１）法第31条第１項第４号に掲げる事項

（２）法第31条第１項第９号に掲げる事項（基本財産の増加に限る。）

（３）法第31条第１項第15号に掲げる事項

２　前条第１項の規定は、法第45条の36第４項の規定により定款の変更の届出をする場合に準用する。この場合において、前条第１項中「申請書」とあるのは、「届出書」と読み替えるものとする。